

令和 6 年 5 月 23 日

門真市職員労働組合

執行委員長 岩下 みゆき 様

門真市長 宮本



夏季一時金等について (回答)

1 夏期一時金について

夏期一時金については、条例どおりの支給とする。

一般職及び支給要件を満たす会計年度任用職員については、期末手当 1. 225 か月、勤勉手当は 1. 025 か月とし、合計 2. 25 か月分を、再任用職員については、期末手当 0. 6875 か月、勤勉手当は 0. 4875 か月とし、合計 1. 175 か月分を 6 月 28 日に支給する。

職員給与については、これまでも人事院勧告並びに国、府、各市の状況に準じ改定を行ってきたところであり、今後も引き続き、同様に対応してまいりたい。

2 役職段階別加算制度について

役職段階別加算制度については、職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。

3 人事評価の処遇反映について

人事評価制度については、地方公務員法に基づく、勤勉手当・昇給への反映を含む制度としており、アンケート等でお聞かせいただいた意見等を参考に、より良い制度となるよう必要に応じ改善を図ってまいりたい。

4 感染症拡大防止に対応する職員体制等について

新型コロナ等の感染症対策につきましては、国・府の動向を注視しつつ、労使において十分な意見交換を行ったうえで、職場体制等必要な対策を検討してまいりたい。

5 長時間労働や時間外勤務の上限規制について

長時間労働対策については、効率的な業務運営の推奨、ノー残業デー及びノー残業デー推進月間の実施など、長時間労働の縮減に向け、全庁を上げ取り組んできたところである。

今後とも、引き続き長時間労働対策を積極的に進め、職員の健康を守る立場から、職場実態の把握に努めるとともに、安全衛生委員会での啓発等、職場環境の改善等の取組を進めてまいりたい。

6 夏期休暇について

夏期休暇については、国、府及び府内各市町村の付与状況などの社会情勢を踏まえつつ、市民の理解が得られる休暇制度に見直す必要があると判断し、平成23年4月28日の申入れ時から5日間への見直しを求めているところである。

しかしながら、この間、協議・交渉の中でも議論となった長時間労働については、課題解消に向けた取組を真摯に行う必要性もあることなどを考慮し、慎重に検討を行った結果、今年度についても、昨年同様、7日間とする。

再任用職員のうち、週5日勤務は7日、週4日勤務は4日とする。

一定の要件を満たす会計年度任用職員については、夏季休暇の付与日数を国に準じ3日とする。

取得期間については、7、8、9月の3か月とする。

7 定年の引上げについて

定年引上げについては、労使合意のもと、制度化を図ったところであるが、春闘時に提出のあった要求についても、引き続き検討してまいりたい。

なお、定年引上げに係るリフレッシュ支援金の創設については、当該要求も踏まえて門真市職員厚生会において議論を行った結果、全ての年齢層への支援金を拡充するため、現行規定にある厚生会在会10年、20年及び30年の金額を今年度よりそれぞれ5,000円引き上げたものと認識している。併せて、リフレッシュ休暇についても、今年度より再任用として勤務した期間を在職期間に通算し、再任用職員にも付与するなど一定改善を図っているところである。リフレッシュ支援金及びリフレッシュ休暇については、引き続き他の市町村の動向を注視しながら検討してまいりたい。

8 地域手当について

地域手当については、本市の厳しい財政状況に鑑み、14%と致してきました地域手当を令和6年4月より15%としたところである。

国において、地域手当の見直しを検討されているのは承知しており、見直しの検討内容、府及び他の府内市町村の動向を注視しつつ、国や関係機関への要望等については、検討してまいりたい。

9 職員採用について

職員採用については、これまでも定年退職者の状況や事務・技術の継承等を念頭に置いた職員体制の確保を行ってきたところであるが、職場実態への対応は喫緊の課題と考えており、精力的に検討を重ねてきた結果、現在実施中の令和6年10月の15人採用に加え、令和7年4月採用人数については、20人程度と決定した。

採用予定職種と人数については、

- | | |
|------------------|-------|
| ・事務職（大学卒） | 10人程度 |
| ・事務職（高校卒等） | 3人程度 |
| ・事務職（民間企業等職務経験者） | 7人程度 |

とする。

なお、事務職（民間企業等職務経験者）7人程度採用枠のうち、若干名について、本市で正規職員として勤務した後、育児、介護、修学など様々な事情で退職した人で、再び門真市で就労することを希望する人を「再チャレンジ枠」として、採用する制度の導入を検討してまいりたい。

また、今後についても段階的な定年引上げにより、定年退職者がいない年度もあるが、普通退職者や採用の平準化等を考慮し、採用人数を検討してまいりたい。

